

教育委員会会議 定例会

令和 4 年 4 月 1 3 日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

- 第 1 号 令和4年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について
- 第 2 号 令和4年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
- 第 3 号 県立ろう学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について
- 第 4 号 指定管理者選定委員会委員の選定について（県立科学館）
- 第 5 号 指定管理者選定委員会委員の選定について（県立八ヶ岳少年自然の家）

## 2 報 告 事 項

な し

## 3 その他報告

な し

議案第 1 号

令和4年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

令和4年度山梨県教科用図書選定審議会委員（20人）を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員（別紙）

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 2 号

令和4年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

令和4年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

### 諮問第一項

令和4年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条第1項の規定による図書）採択基準について

### 諮問第二項

特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条第1項の規定による図書）採択参考資料について

### 諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

1 特別支援学校及び特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

2 採択の公正確保について

### 諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和5年度使用教科用図書の採択について

### 提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和4年4月13日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名	令和4年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和4年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度使用教科書の採択について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」 ※特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校以外の公立小中学校が使用する教科書は、令和元・2年度に採択した教科書が使用される見込み。 (無償措置法施行令 第15条)</li> </ul> </li> <li>○ 選定審議会の設置について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立以外）の校長の行う採択事務について、指導、助言、援助を行う。（無償措置法10条）</li> <li>・県教育委員会は、指導、助言、援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見を聞かなければならない。（無償措置法11条）</li> </ul> </li> <li>○選定審議会委員について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は、本県の条例により20人とされており、以下のとおり構成される。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 義務教育諸学校の校長及び教員</li> <li>2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員</li> <li>3 教育に関し学識経験を有する者</li> </ol> </li> </ul> <p>(山梨県教科用図書選定審議会の定数に関する条例、無償措置法施行令9条)</p> </li> <li>○ 選定審議会への諮問事項について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令8条）               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採択基準の作成</li> <li>2 選定に必要な参考資料の作成</li> <li>3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項</li> <li>4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>
緯	令和4年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱、任命について 令和4年度山梨県教科用図書選定審議会委員（案）（別紙）
経	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選定審議会への諮問事項について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令8条）               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採択基準の作成</li> <li>2 選定に必要な参考資料の作成</li> <li>3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項</li> <li>4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>
内	令和4年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度山梨県教育委員会の教科用図書（学校教育法附則第9条第1項の規定による図書）採択基準について</li> <li>2 特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書（学校教育法附則第9条第1項の規定による図書）採択参考資料について</li> <li>3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</li> <li>4 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和5年度使用教科用図書の採択について</li> </ul>

議案第 3 号

県立ろう学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について

提案理由

県立ろう学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に当たり、山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、設置を決定し通知する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	県立ろう学校 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について
経緯	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年4月施行）により、学校ごとに学校運営協議会を設置することが教育委員会の努力義務となる。</p> <p>○令和2年度に身延高校、令和3年度は白根高校、吉田高校に学校運営協議会を設置した。</p> <p>○ろう学校は、令和4年度の学校運営協議会設置に向け、設置準備委員会を開催し、準備を進めてきた。</p> <p>※山梨県教育振興基本計画において、令和5年度までに県立学校の10%（4校）に学校運営協議会を設置することを目標とする。</p> <p>【法令・規則等】</p> <p>○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。以下略</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校の意見を聞くものとする。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>○山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱</p> <p>第2条 山梨県教育委員会は、協議会規則第3条第2項に規定する意見を聞くときは、同項に規定する対象学校から学校運営協議会設置申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。以下略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、対象学校を決定し、当該対象学校に対し設置通知書（第2号）を交付する。</p>
令和3年度の取り組み	<p>○ろう学校の学校運営協議会設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう学校では、昨年度、設置準備委員会を3回（7月15日・11月22日・2月15日書面会議）開催し、「ろう学校学校運営協議会の運営等に関する要綱」の作成や推薦する委員の人選等を行ってきた。</li> <li>・ろう学校より、3回の設置準備委員会を経て、令和4年3月8日に地域住民等の意見書を添えて、学校運営協議会設置申請書（第1号様式）が提出された。</li> <li>・申請に関わる意見として、聴覚障害教育や知的障害教育に関する高い専門性を持つ学校と家庭や地域、医療、福祉、労働等の関係機関が連携してよりよい教育の実現に取り組むためにも、学校運営協議会の設置を要望している。</li> </ul> <p>【参考】推薦委員は15名  内訳：地域の住民1名 保護者2名 運営に資する活動を行う者3名  校長1名 教職員6名 学識経験者1名 関係行政機関の職員1名</p>
今後の予定	<p>○令和4年4月26日（火）令和4年度第1回ろう学校学校運営協議会を開催し、学校運営協議会設置通知書交付と委員委嘱・任命を行う予定。</p> <p>○令和5年度以降の設置計画は、設置校の成果を検証した上で定める。</p>

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会設置校）

学校運営協議会は、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、学校運営への支援・協力を促進することにより、学校が保護者及び地域住民との信頼関係を深め、学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものである。

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校)

委員の任命に  
校長の意見を  
反映



- ・地教行法改正でH29.4～CS設置が努力義務
- ・山梨県教育大綱でCS設置校を4校以上(～R5年度)(目標)

## 従来の学校評議員制度

自己評価の実施  
公表



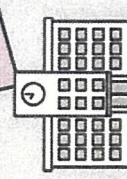
情報提供・協議を踏まえた地域学校協活動

学校評議員会  
設置者への報告

評価が主



複数校について  
一つの協議会の設置が可能



学校運営  
協議会

議案第 4 号

指定管理者選定委員会委員の選定について（県立科学館）

資料別途配付

議案第 5 号

指定管理者選定委員会委員の選定について（県立八ヶ岳少年自然の家）

資料別途配付